

公 示

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)
に係る参入枠について」の廃止について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)
に係る参入枠について」(令和6年4月15日付け公示第34号)は、「準特定地域の指
定等について」(平成26年1月27日付け公示第17号)に係る準特定地域の解除に
伴い廃止する。

令和6年10月1日

内閣府沖縄総合事務局長

三 浦 健 太 郎



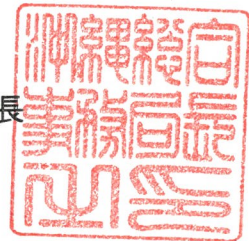
公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制
個人タクシーに限る。）に係る参入枠について

令和4年4月1日付け公示第33号「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業
（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱
いについて」（以下、「準特定地域の特例許可公示」という。）に基づく参入枠及び申請受付
期間を下記とおり定めたので公示する。

令和6年4月15日

内閣府沖縄総合事務局長



記

1. 令和6年度の参入枠
別添のとおり
2. 申請の受付
 - （1）申請の受付期間
令和6年10月1日から令和6年10月31日までとする。
 - （2）参入枠がない沖縄本島以外では受付は行わない。

附 則

この公示は、令和6年4月15日から適用する。

参入枠の配分結果

都道府県	営業区域	令和6年度の参入枠 (件)	総参入枠(参考) (件)
沖縄県	沖縄本島	7	31

※上記「総参入枠(参考)」は、準特定地域の特例公示2.②により算定したものである。